

確定申告・住民税申告が不要の給与所得・年金所得の方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました

○確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄附をした場合に、
税務申告手を簡素化する特例制度です。

○寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、市町村間にて通知を行い、
翌年度の住民税で「申告特例控除額」（寄附金控除相当額）が適用されます。



海津市マスコットキャラクター「かいづっち」

●ご注意いただきたいこと

- ・ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む）や、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、申告特例控除額は適用されません。
- ・ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。
- ・ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、必ず所定の様式にて変更手続きを行ってください。

ワンストップ特例申請（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）の見本

平成	年	寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
平成	年	月	日	税理番号
住所				氏名
電話番号				性別
				生年月日

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である ☐

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見られる者をいいます。

(1) 地方団体に寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第100条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

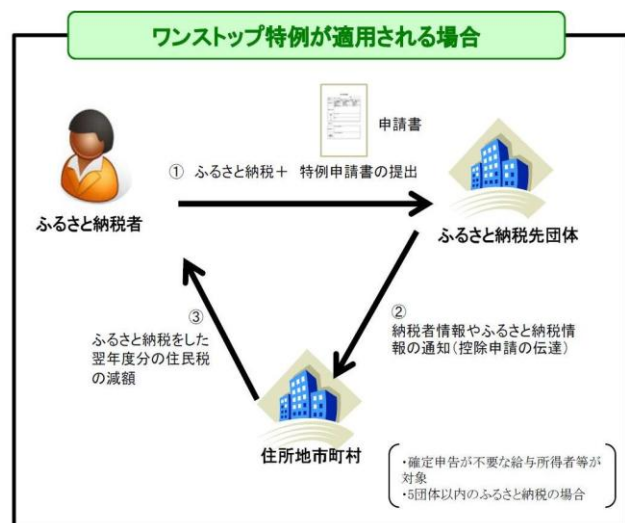
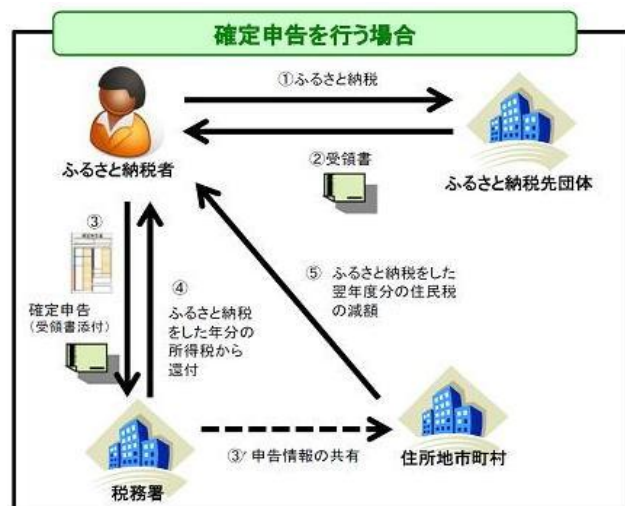
(2) 地方団体に寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である ☐

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が以下であると見られる者をいいます。

(印字欄がないでください。)

平成	年	寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所				受付日印
氏名				原
				受付団体名



【問い合わせ先】

「ふるさと海津応援寄附金」について

企画財政課 TEL 0584-53-1103（直通）

「住民税申告等に係るふるさと納税

ワンストップ特例」について

税務課 TEL 0584-53-1116（直通）

海津市ホームページにも制度の説明を掲載しています。詳しくは、こちらを検索

海津市 ワンストップ特例申請 検索